

団体信用生命保険 被保険者のしおり

- ・この「被保険者のしおり」は、保険契約にご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容(「契約概要」)および特にご注意いただきたい重要な事項(「注意喚起情報」)を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保障内容等の詳細でご不明な点につきましては、「注意喚起情報」(7. 照会・相談窓口)に記載のご照会先までお問合せください。
- ・ご家族の方々にもこの保険の内容についてご説明いただき、この「被保険者のしおり」は、ローン手続時の書類とあわせて大切に保管くださいますようお願いいたします。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて、保障内容等がご意向に合致した内容となっているか、ご確認ください。

目次

契約概要

1. 商品のしくみ (P2)
2. 保険金が支払われる場合 (P4)
3. 引受保険会社 (P7)

注意喚起情報

1. 「告知」についての重要事項 (P8)
2. 責任開始日について (P9)
3. 保険金が支払われない場合 (P9)
4. 保険金請求時のご注意 (P11)
5. お申込みの撤回等に関する事項 (P11)
6. 生命保険契約者保護機構 (P11)
7. 照会・相談窓口 (P12)
8. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項 (P12)

その他

- 個人情報取り扱いについて (P14)
- 契約申込書兼告知書兼同意書のご提出にあたって (P15)

－ 裏面以降も必ずお読みください －

契 約 概 要

1. 商品のしくみ

(1) 保険商品の名称

「団体信用生命保険」

(2) 保険商品の特徴

- ・この団体信用生命保険契約は、銀行、信用金庫等の金融機関を保険契約者、金融機関からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とし、被保険者が債務返済期間中に死亡または所定の高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます)に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。
- ・保険料は金融機関が負担します。

(3) 保障プランと付加する特約

保障プラン	主契約	付加する特約	
		団体信用生命保険リビングニーズ特約	団体信用生命保険3大疾病保障特約
3大疾病保障特約付 リビングニーズ特約付 団体信用生命保険	団体信用 生命保険	○	○

(4) 付加する特約の特徴

- ①団体信用生命保険リビングニーズ特約(以下、「リビングニーズ特約」といいます)
債務返済期間中に被保険者が余命6ヵ月以内と判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。
リビングニーズ特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。
- ②団体信用生命保険3大疾病保障特約(以下、「3大疾病保障特約」といいます)
債務返済期間中に被保険者が、所定の悪性新生物(以下、「悪性新生物」といいます)と診断確定されたとき、または所定の急性心筋梗塞(以下、「急性心筋梗塞」といいます)・所定の脳卒中(以下、「脳卒中」といいます)と診断され所定の状態が60日以上継続したとき、もしくはその治療を直接の目的として所定の手術を受けたときに支払われる3大疾病保険金を、その時点の債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための特約です。

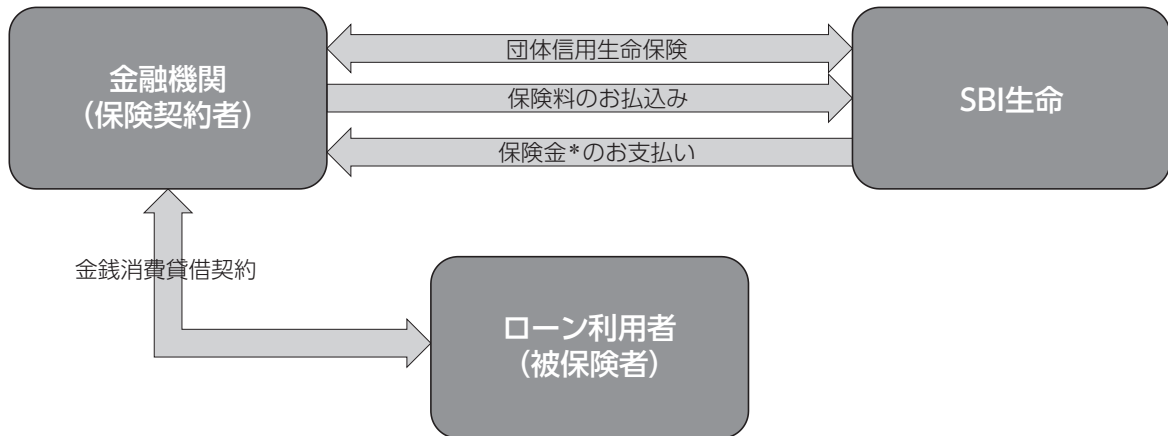
〈進行期区分が2期以上(不明を含みます。以下同じ)の悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中の場合〉

- ・3大疾病保険金により債務残高全額が保障されます。
- ・3大疾病保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約のすべての保障は終了します。

〈進行期区分が1期以下の悪性新生物の場合〉

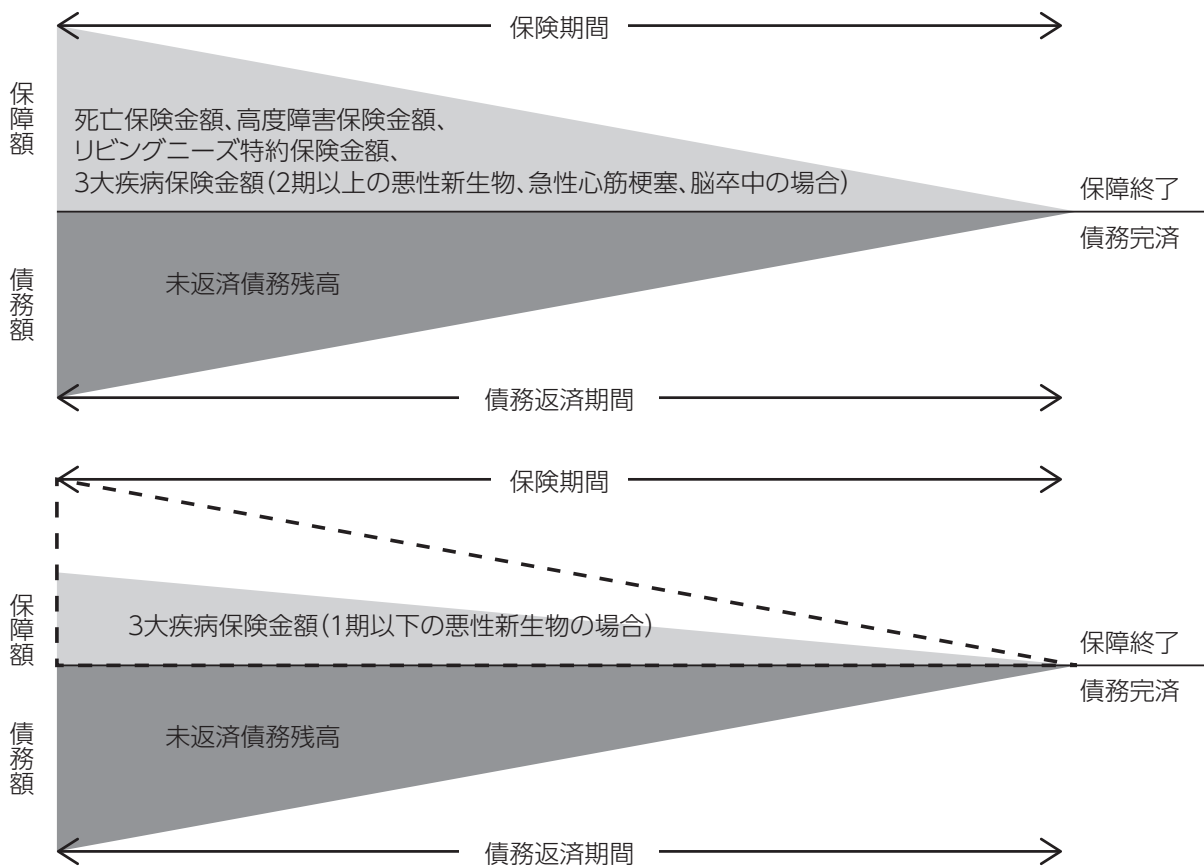
- ・3大疾病保険金により債務残高の50%が保障されます。
- ・3大疾病保険金が支払われた場合、3大疾病保障特約の保障は終了しますが、主契約である団体信用生命保険、リビングニーズ特約の保障は継続します。
- ・その後、主契約である団体信用生命保険、リビングニーズ特約の保険金のいずれかが支払われた場合、すべての保障は終了します。

(5) 「団体信用生命保険」 契約関係のイメージ



* 死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、3大疾病保険金

(6) 「団体信用生命保険」 のしくみ図



- ・死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額、3大疾病保険金額は借入金額 (債務残高) に応じて決定し、返済後の債務残高に応じて遡減します。
- ・1期以下の悪性新生物の場合、3大疾病保険金額は、債務残高の50%相当額です。

(7) 保険期間

- ・債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、この保険契約による保障は終了します。
 - ①ローンの終了 (債務の完済、期限の利益の喪失により直ちに債務の全額返済を求められたとき、ローンの無効・取消または解除のとき等)
 - ②所定の年齢になったとき

- ③死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金または3大疾病保険金（2期以上の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の場合）が支払われた場合

(8) 返戻金

- ・この保険契約には脱退や解約による返戻金はありません。

2. 保険金が支払われる場合

(1) 団体信用生命保険、リビングニーズ特約

名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	お支払い金額	お受取人
死亡保険金	○被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	金融機関
高度障害保険金	○被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に高度障害状態になったとき*		
リビングニーズ特約保険金	○被保険者が保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断されたとき		

* 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となりその回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2) 3大疾病保障特約

名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	お支払い金額
3大疾病保険金	被保険者が、保険期間中に、悪性新生物に罹患したと医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ただし、その被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合には、3大疾病保険金は支払いません。	〈①悪性新生物の進行期が2期以上と診断された場合〉 3大疾病保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額 〈②悪性新生物の進行期が1期以下と診断された場合〉 3大疾病保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高の50%相当額
	被保険者が、責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき ③脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ④脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき	3大疾病保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額

※悪性新生物の病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の、90日経過後の再発・転移等と認められる場合も、3大疾病保険金は支払われません。ただし、責任開始日からその日を含めて90日経過後に新たに別の悪性新生物に罹患したと診断確定されたときは、3大疾病保険金が支払われます。

※被保険者が責任開始日前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、3大疾病保険金は支払われません。

※「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

※急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術
2. 開胸術
3. ファイバースコープ手術
4. 血管・バスケットカテーテル手術

※悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中については6～7ページをご参照ください。

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版準拠)」によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学 (NCC 監修) 第3版 (2012年改正版)」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの /3 ……悪性、原発部位 /6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9 ……悪性、原発部位または転移部位の別不詳
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常 (脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる) により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00 ~ C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15 ~ C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30 ~ C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40 ~ C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45 ~ C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51 ~ C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60 ~ C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64 ~ C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69 ~ C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73 ~ C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76 ~ C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81 ~ C96
	独立した (原発性) 多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真性赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群	D45 D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性 (出血性) 血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5	

2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

備考

悪性新生物の進行期区分

対象となる悪性新生物の進行期区分は、部位ごとの「癌取り扱い規約」に基づく医師または歯科医師の診断によるものとし、「癌取り扱い規約」に定めのないものは2002年国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類第6版」に基づく医師または歯科医師の診断によるものとします。

3. 引受保険会社

SBI 生命保険株式会社

〒106-6016

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

(ご照会窓口) 団体信用生命保険サポートデスク ☎0120-272-350

注 意 喚 起 情 報

1. 「告知」 についての重要事項

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

契約申込書兼告知書兼同意書に記載いただく事項は重要ですので、正しくもれなくご記入ください。

(チェック欄)

<input type="checkbox"/>	<p>【告知義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について「告知書」（電磁的方法を含みます。以下同じ）で保険会社がたずねることがらについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
<input type="checkbox"/>	<p>【告知受領権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の職員（コールセンター担当者等）・金融機関の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面等（電磁的方法を含みます）をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	<p>【傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社では、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。
<input type="checkbox"/>	<p>【正しく告知されない場合のデメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金等をお支払いできない場合があります。 ・保険金等が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。

借り換え融資をご利用の方は、以下もあわせてご確認ください。

借り換え前に加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はありません。

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。このため、生命保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしません。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のご承諾ができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金等のお支払いができない場合があります。

2. 責任開始日について

(1) 責任開始日

- ・保険会社が「契約申込書兼告知書兼同意書」によりご加入を承諾した場合、融資実行日（ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）から保険契約上の責任を負います。
- ・保険会社の職員（コールセンター担当者等）・金融機関の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

(2) リビングニーズ特約の責任開始日

- ・リビングニーズ特約の責任開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日と同一とします。

(3) 3大疾病保障特約の責任開始日

- ・3大疾病保障特約の責任開始日は、被保険者の団体信用生命保険の責任開始日と同一とします。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合には、3大疾病保険金は支払われません。

3. 保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になった場合（その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です）
- 責任開始日前に悪性新生物と診断確定されていた場合〈3大疾病保険金〉
- 責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合〈3大疾病保険金〉
- 責任開始日からその日を含めて90日経過後に診断確定された悪性新生物が、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められる場合〈3大疾病保険金〉
- 責任開始日前の疾病により急性心筋梗塞・脳卒中と診断され所定の状態が60日以上継続した場合またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合（その疾病について告知していただいている場合でも同様です）〈3大疾病保険金〉
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- 保険金等の免責事由に該当した場合

〈団体信用生命保険、リビングニーズ特約〉

名称	免責事由
死亡保険金	①被保険者が責任開始日から1年未満で自殺したとき
高度障害保険金	②被保険者が戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
リビングニーズ特約保険金	③保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が死亡または高度障害状態になったとき ④保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が余命6ヵ月以内と判断されたとき ⑤被保険者の故意により高度障害状態になったとき ⑥被保険者の故意により余命6ヵ月以内と判断されたとき

保険金等のお支払いができない場合の代表的な事例

〈死亡保険金〉

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合
 例) 責任開始日前に「肝硬変」で通院していることについて告知をせずに参加し、加入1年後に「肝硬変」を原因とする「肝がん」で死亡された場合(ただし、死亡の原因が「胃がん」であって、告知を行わなかった「肝硬変」による通院との間に因果関係がない場合はお支払いの対象となります)

〈高度障害保険金〉

- 責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として高度障害状態になった場合
 例) 傷害または疾病の発生日が6/1、責任開始日(融資実行日)が7/1の場合で、7/1以降に高度障害状態に該当した場合
- ➡責任開始日前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金のお支払いはできません。(ただし、高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係のない場合はお支払いの対象となります)

- 高度障害状態に該当しない場合
 例)

①片麻ひの場合

「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

②心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合

③腎臓病による人工透析のみの場合

④リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性があるなど、症状が固定しているとはいえない場合

- ➡身体障害認定基準における身体障害者障害程度等級1級の障害状態であってもこの保険契約における高度障害状態に該当しない場合があります。ご注意ください。

〈3大疾病保険金〉

- 責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合
 □皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、上皮内がん、大腸粘膜内がん等に罹患した場合(支払事由に該当しない場合)
- ➡上皮内がんとは、腫瘍細胞の増殖が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜(大腸については粘膜筋板)を越える浸潤を認めないものをいいます。

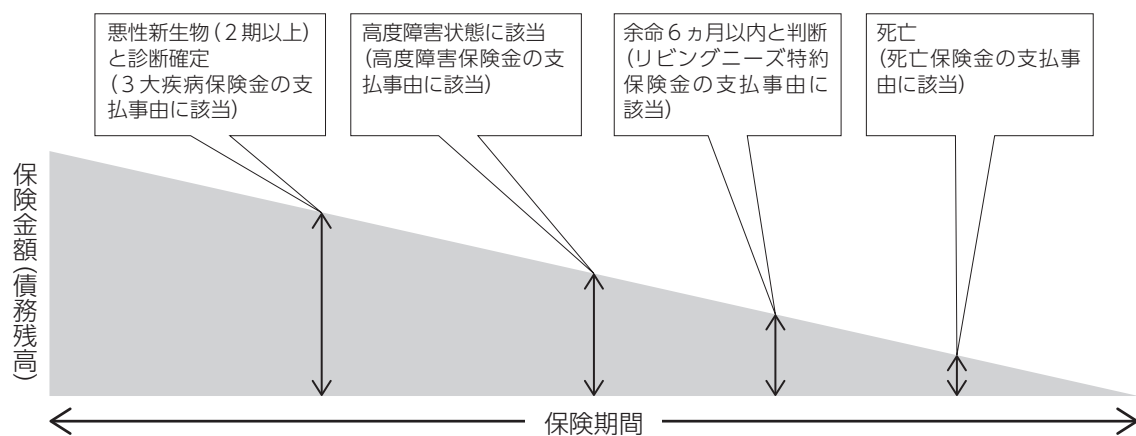
上皮…からだの体表面や諸臓器の内面等を覆う細胞層をいいます。

基底膜…上皮とその下の組織との間にあります。

粘膜筋板…粘膜固有層と粘膜下層の間にあります。

4. 保険金請求時のご注意

- ・ 保険金は、保険金受取人からの請求に基づいて支払われます。死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額および3大疾病保険金は支払事由該当時の債務残高を基準に定まりますので、複数の保険金の支払事由に該当していた場合、該当期が異なることにより保険金額が異なる場合があります。
- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金または3大疾病保険金（2期以上の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の場合）のうち、いずれかの保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険および付加されている特約は消滅します。その後、他のいずれかの保険金のご請求があってもお支払いすることはできませんので、十分ご留意願います。
- ・ 例えば、下図のように複数の保険金の支払事由に該当した場合、それぞれの支払事由に該当した時の保険金額（債務残高）は異なります。保険金のご請求時には、ご請求いただく保険金の支払事由に該当する前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。



5. お申込みの撤回等に関する事項

- ・ この商品は金融機関が保険契約者となる団体保険契約のため、お申込みの撤回または保険契約の解除（クーリングオフ）の適用対象とはなりません。

6. 生命保険契約者保護機構

- ・ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ・ 保険会社が経営破綻に陥った場合、保険金等の支払が一定期間凍結されたり、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ・ SBI生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7. 照会・相談窓口

■ 「契約申込書兼告知書兼同意書」 記入方法、保障内容についてご不明な点、ご請求などに関するご照会

SBI生命保険株式会社 団体信用生命保険サポートデスク

☎0120-272-350

* 携帯電話・公衆電話からのご利用いただけます。

受付時間 月曜～金曜 9：00～18：00 土日・祝日 10：00～17：00

(年末年始を除く)

■ 生命保険協会における「生命保険相談所」について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会が設けられ、契約者等の正当な利益の保護が図られています。

8. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項

(1) 保険金等のご請求方法

- ・被保険者の方が保険金等の支払事由に該当されたときだけでなく、支払の可能性があると思われるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに金融機関までご連絡をお願いします。保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。ご連絡の遅れた場合、または、金融機関へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。
- ・金融機関から保険金等の支払事由発生報告を受けた場合、保険会社から金融機関に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金等のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。

(2) 保険金等の請求必要書類

- ・場合により、下記以外の書類をご提出いただいたり、下記の書類を省略させていただくこともあります。書類の取得に際しての費用は被保険者負担となります。

〈死亡したとき〉

- ①死亡保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②被保険者についての医師の死亡診断書または死体検案書
- ③被保険者の除籍もしくは死亡の事実の記載がある住民票または被保険者の除籍の記載のある戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ④保険会社所定の事故状況報告書（交通事故の場合、交通事故証明書）

〈高度障害状態になったとき〉

- ①高度障害保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師の診断書
- ③被保険者の住民票または被保険者の氏名の記載がある戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ④保険会社所定の事故状況報告書（交通事故の場合、交通事故証明書）

〈リビングニーズ特約保険金の支払事由に該当したとき〉

- ①特約保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師の診断書
- ③被保険者の住民票または被保険者の氏名の記載がある戸籍謄本もしくは戸籍抄本

〈3大疾病保険金の支払事由に該当したとき〉

- ①3大疾病保険金支払請求書（金融機関が提出します）
- ②保険会社所定の医師または歯科医師の診断書
- ③被保険者の住民票または被保険者の氏名の記載がある戸籍謄本もしくは戸籍抄本

(3) 保険金等のお支払い時期

- ・ご請求に必要な書類が保険会社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには保険会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、確認する事項と確認を終える時期を通知します。

(4) 時効

- ・保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等の他、保健医療等の機微（センシティブ）情報を含みます。以下、「個人情報」といいます）は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等（以下、「保険契約者」といいます）が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客さまの保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得する場合があります。

(2) 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入可否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。保険会社は、お客さまの個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上 必要な限りにおいて、利用いたします。

- ①各種保険のお引受・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②保険会社からの関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
- ⑤市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
- ⑥その他保険に関連・付随する業務

(3) 機微（センシティブ）情報の取得、利用について

保険会社は、保健医療情報などの機微（センシティブ）情報を業務上必要な範囲でのみ取得し、利用いたします。なお、病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報として、関連法令や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って適切に取り扱います。

(4) 再保険引受会社への個人情報提供について

保険会社は、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険を含む）を行うことがあり、再保険引受会社において当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等支払いに利用するために、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、及び、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。

(5) 保険会社から保険契約者への個人情報提供について

保険会社は、加入可否結果等、保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

(6) 個人情報の継続利用について

今後、借入金額および借入期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(7) 保険会社におけるお客さまの個人情報の取り扱いの詳細について

SBI生命およびSBIグループにおけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、ならびに共同利用についての詳細は、ホームページ <https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/privacy.html> にてご確認ください。

契約申込書兼告知書兼同意書のご提出にあたって

- (1) 「契約申込書兼告知書兼同意書」をご提出される前に、再度告知事項を見直し、現在および過去における告知事項にもれがないことを確認ください。告知事項にもれがある場合には、万一の場合に保険金等のお支払いができず債務の返済に充当できなくなりますので、十分にご注意ください。(詳細は、「注意喚起情報」をご覧ください)
- (2) 告知書の有効期間は、告知日から起算して9ヵ月となり、有効期間内にご融資が実行されなかった場合は、再度「契約申込書兼告知書兼同意書」をご記入のうえお申込みいただくことになります。なお、その時点で再度加入査定が行なわれますので、この保険に加入できない場合もあります。
- (3) 告知いただいた内容に基づく加入諾否の結果については、この「契約申込書兼告知書兼同意書」をご提出いただいた後、取扱金融機関からご連絡いたします。
- (4) ご提出いただきました「契約申込書兼告知書兼同意書」や診断書等の書類につきましては、加入諾否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。